

# 申請要件と各段階でかかる費用

負担限度額認定は本人とその配偶者の所得と預貯金、世帯全員の課税情報で判定します。

第1～第3段階①・②の要件 ◎世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が**市民税非課税**であること

利用者 負担段階 ※4	交付対象者	預貯金などの状況	負担限度額（日額）							食費	
			部屋代						ユニット 型個室の 多床室		ユニット 型個室
			多床室			従来型個室					
			特養等	老健・ 医療院 (室料を徴収 する場合)	老健・ 医療院 (室料を徴収 しない場合)	特養等	老健・ 医療院				
第1段階	次のいずれかに該当する方 ① 老齢福祉年金※1を受給している方 ② 生活保護を受給している方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円	390円 【600円】	
第2段階	被保険者の課税年金収入額とその他の合計 所得金額※2、非課税年金収入額※3の合計が、 年間 <b>826,500円</b> ※5以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円	390円 【600円】	
第3段階①	被保険者の課税年金収入額とその他の合計 所得金額※2、非課税年金収入額※3の合計が、 年間 <b>826,500円超</b> ※5 <b>1,200,000円以下</b>	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	680円 【1,030円】	
第3段階②	被保険者の課税年金収入額とその他の合計 所得金額※2、非課税年金収入額※3の合計が、 年間 <b>1,200,000円超</b>	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	530円	530円	430円	980円	1,470円	1,470円	1,470円	1,420円 【1,360円】	
第4段階	上記以外の方		負担限度額なし								

※1 老齢福祉年金とは、明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方、または大正5（1916）年4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のことです。

※2 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額のことです。

マイナスの場合は、0円として計算します。

※3 非課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金の各制度に基づく**遺族年金と障害年金**のことです。

※4 第2号被保険者（40～64歳）は、利用者負担段階に関わらず、単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が要件です。

※5 令和8年8月以降、基準額が809,000円から826,500円へ見直しとなります。（令和8年7月までは809,000円）

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。